

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20230310	川元 秀徳	広島県東広島市八本松町篠甲1148番地	コスモスタクシー	広島県東広島市黒瀬町切田487-2	事業の停止(30日間)、輸送施設の使用停止(190日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第15条第1項、法第23条第1項、法第27条第3項、道路運送車両法(以下「車両法」)第48条、車両法第49条及び車両法第58条第1項	令和4年4月12日及び同年5月12日、情報提供を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(法15条第1項)、(2)運行管理者選任違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第47条の9第1項)、(3)疾病・疲労等のおそれのある乗務禁止違反(運輸規則「第21条第5項)、(4)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項及び第2項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第3項及び第4項)、(6)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(7)無車検運行(運輸規則第45条)、(8)事業用自動車の定期点検整備義務違反(運輸規則第45条第1号)、(9)定期点検整備記録簿の保存義務違反(運輸規則第45条第2号)、(10)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)	49	49
20230316	尾道合同タクシー株式会社(法人番号5240001037888) 代表者佐藤郁子	広島県尾道市栗原西2丁目1番11号	栗原営業所	広島県尾道市栗原西2丁目1番11号	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和4年10月26日及び令和5年2月2日、情報提供を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第3項及び第4項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記録義務違反(運輸規則第38条第1項)	0	0